

市民のみなさんとつくる協働の基本ルール

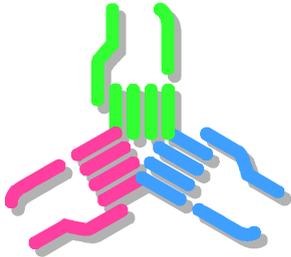
「(仮称) 山口市まちづくり基本条例素案(中間案)」



地域フォーラム を開催します

山口市を元気にしたい！
もっと住みよいまちにしたい！

♪ と思っている方ぜひお越しください♪



- 山口市では「市民に開かれ、市民とともにつくる市政」を実現するため、市民参加の仕組みづくりや協働によるまちづくりを推進するための基本ルールとなる「(仮称) 山口市まちづくり基本条例」を策定中です。
- 策定に当たっては、24名の委員(公募委員20名を含む)「山口市協働のまちづくり市民会議」を立ち上げ、委員を中心に市民参加の視点を大切にしながら、見本手本のない中議論を重ねて条例素案の中間案を取りまとめました。
- 市民会議では、この素案の中間案についてたくさんの人からの意見をいただき、さらに条例を磨いていくために、市内3地域でフォーラム(意見交換会)を行います。

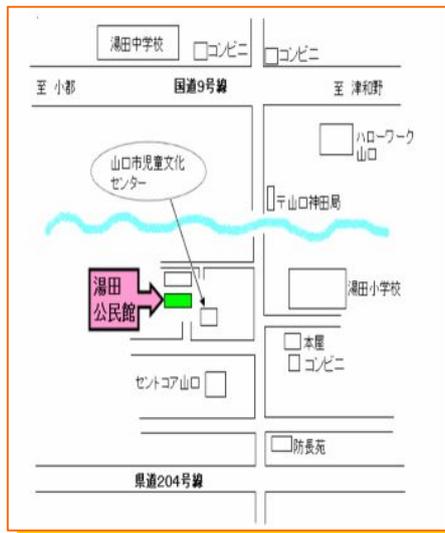
各会場: 14:00~16:00
申込不要!
参加自由!

開催日時・会場

5月24日(土)
徳地山村開発センター

6月1日(日)
湯田公民館

6月7日(土)
名田島公民館



■問合せ先■

山口市協働のまちづくり市民会議事務局(自治振興部 協働推進課 協働推進担当)

★平日: 083-934-2965 / ★開催日当日: 090-4575-1076

[託児・手話のサポート]: 要申込み(各開催日1週間前迄)

(仮称) 山口市まちづくり基本条例素案 (中間案) 構成図

前 文

目 的

第1条 (目的)
【この条例は、『個性豊かで 活力ある 自立した地域社会の実現を図ること』を目的としています。】

定 義

第2条 (定義)
【『まちづくり』、『市民』、『市』、『事業者』、『協働』、『地域コミュニティ』、『市民活動』の7つの用語を掲げ、その定義を示しています。】

基本理念

第3条 (基本理念)
【まちづくりを進めていくうえの基本的な考え方として、『主体的な市民の参加』『協働によるまちづくり』『情報の共有』を掲げています。】



第4条 (市民の権利)

【市民の権利として「まちづくりに参加、参画する権利」「市政に意見提言する権利」「市の保有するまちづくりの情報を知る権利」を示しています。】

第5条 (市民の役割)

【協働によるまちづくりを実現し、住民自治を確立していくため、まちづくりの主体は市民であることを明示し、その役割を示しています。】

住民自治や活力ある地域社会を実現していく(目的)うえで大前提となる市民の権利や役割

市民の権利・役割

新たな公共空間の形成

住民自治を実現する具体的な仕組み、制度

開かれた市政
市政への市民参加

協 働

市民参画

1 協働によるまちづくり

第6条 (協働の推進)
【協働によるまちづくりの基本的な進め方について】

第7条 (協働の環境づくり)
【協働によるまちづくりを推進するうえの環境づくりについて】

第8条 (人づくり)
【市民主体のまちづくりを行うための人づくりについて】

第9条 (情報の共有)
【まちづくりへの参加、参画や協働によるまちづくりを推進するための情報共有について】

第10条 (事業者・教育機関の協力)
【協働のまちづくりにおける事業者や教育機関の役割について】

2 地域コミュニティ

第11条 (地域コミュニティの役割)
【協働によるまちづくりを推進するうえでの地域コミュニティの役割について】

第12条 (地域コミュニティ活動の推進)
【地域コミュニティ活動を推進するための市民の役割について】

第13条 (地域コミュニティ活動への支援)
【地域コミュニティ活動に対する市の支援について】

3 市民活動団体

第14条 (市民活動団体の役割)
【協働によるまちづくりを推進するうえでの市民活動団体の役割について】

第15条 (市民活動の推進)
【市民活動を推進するための市民の役割について】

第16条 (市民活動団体への支援)
【市民活動に対する市の支援について】

第17条 (市民参画機会の保障)
【市政への市民参画、開かれた市政を実現するための市民の権利と市の役割について】

第18条 (行政運営)
【市民参画を基本とした行政運営について】

第19条 (パブリック・コメント)
【パブリック・コメントについて】

第20条 (附属機関等の委員)
【附属機関等の委員を選任のあり方について】

市の責務

第21条 (行財政運営)

【行財政運営のあり方について】

第22条 (市職員の育成、意識改革)

【市民と協働してまちづくりを行うための市職員の育成や自己研鑽などについて】

第23条 (説明責任)

【説明責任と応答責任について】

第24条 (情報の提供)

【市のまちづくりに関する情報の提供のあり方について】

山口市協働のまちづくり推進委員会

第25条

【この条例を見守り、育て、実効性を高めるための組織について】

(第26条と第27条で、所掌事務や組織を規定)

条例の進行管理、施策の評価、調査、審議を行う組織

市民参画と協働を推進し、住民自治を実現するうえでの市の責務

条例の位置づけ及び見直し

第28条 (条例の位置づけ)

第29条 (条例の見直し)

委任

第30条 (委任)

【この条例に定めるもの以外で条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める】